

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

住友電気工業株式会社

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、次のとおり「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下「本方針」という。）を定めるとともに、本方針に基づく具体的な取組みについて「コーポレートガバナンス報告書」において開示することとする。

## 1. 基本的な考え方

当社は、「住友事業精神」と「住友電工グループ経営理念」のもと、公正な事業活動を通して社会に貢献していくことを不変の基本方針としている。

この基本方針を堅持し、「公益を重視し、ステークホルダーの皆様との共栄を図る」という「マルチステークホルダーキャピタリズム」の考え方に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、これらのゴーイングコンサーンとしての成果のステークホルダーへの着実な還元を図ることとしており、このため、適正なコーポレートガバナンスに基づく経営の透明性・公正性を確保し、その充実に取り組むこととする。

## 2. ステークホルダーとの適切な協働

当社は、「お客様」「従業員」「お取引先」「地域社会」「株主・投資家」というステークホルダーの皆様によって支えられており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、これらのゴーイングコンサーンとしての成果のステークホルダーへの着実な還元を図る上では、それぞれのステークホルダーの利益を考慮し、適切な協力関係の構築に努めることが必要不可欠であると考えている。

このような認識のもと、「お客様」への高品質・安全な製品・サービスの提供、「従業員」への賃金の引上げや職場環境の整備、「お取引先」との公正・公平な取引、「地域社会」での社会貢献活動、「株主・投資家」との対話・情報開示・還元などについて、具体的な指標・目標も掲げたステークホルダーとの適切な協働を進め、ステークホルダーとの価値の共創と成果の共有に取り組むこととする。

## 3. 権能・機能の実効性の向上

当社は、ステークホルダーとの適切な協働に資するよう、取締役会・取締役、監査役会・監査役、株主総会・株主、業務執行、内部統制などの権能・機能の実効性の向上を図り、経営の透明性・公正性を確保し、その充実に取り組むこととする。

### (1) 取締役会・取締役

当社は、取締役会による経営の基本方針などの決定の機能及び経営に対する監督の機能を重視し、それらの機能の実効性の向上が図られるよう、体制の整備と取締役会の運営に注力する。

## (2) 監査役会・監査役

当社は、監査役による監査の強化に注力し、独立社外監査役と常勤の監査役が内部監査部門や会計監査人と連携して適法かつ適正な経営が行われるよう監視する体制とし、経営の健全性の一層の確保を図る。

## (3) 株主総会・株主

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。また、当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

株主との対話については、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で建設的な対話に取り組む。

株主総会については、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、必要な措置を講じるとともに、その一層の充実に取り組む。

## (4) 業務執行

当社は、業務執行について、執行役員制及び事業本部制を導入し、権限及び責任を明確化するとともに、事業環境の変化に応じた機動的な業務の執行を図る。

## (5) 内部統制

当社は、内部統制について、会社法等に基づき、取締役会において内部統制システムの基本方針を定めるとともに、同システムの整備・運用状況の監督を行い、組織の業務の適正性の一層の確保を図る。

## 4. 情報開示の充実

当社は、法令・規程に基づく開示（法定開示・適時開示）を適切に行うとともに、ステークホルダーとの適切な協働に資するよう、法令・規程に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組む。

以 上

2015年10月29日 制定

2016年 6月24日 改訂

2018年11月27日 改訂

2019年 4月26日 改訂

2021年 2月25日 改訂

2021年12月 2日 改訂

2023年 6月28日 改訂